

「独立行政法人整理合理化計画」に対する対応状況

Ⅱ.各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項（◎：達成済、○：達成予定）

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
1 3 4 5 6 沖縄科学技術 研究基盤整備 機構	事務及び事業の見直し			
	【大学院大学の設置準備】 ○設置準備業務の体制の整備を行い、教育研究分野等の大学院大学の在り方等について早急に具体化を図るものとする。	・設置準備業務の体制整備のために法人内に設けた「大学院大学設立準備グループ」及び「企画部」による取組を本格化させ、教育研究分野、組織体制、教員の人事制度を含む多くの事項について検討を行った。検討内容は、平成20年7月の第6回運営委員会に報告された。 ・第6回運営委員会において、大学院大学の制度設計や教学面の概要を示した「新大学院大学の青写真」が取りまとめられ、大学院大学の在り方について具体化が図られた。 ・内閣府において、大学院大学の開学時の姿（大学の管理運営の在り方や教学に関する事項等）を取りまとめ、第2期中期目標（平成21年2月策定）に添付した。また、大学の設置主体等を定める「沖縄科学技術大学院大学学園法案」を作成した（平成21年3月国会提出、同年7月公布・一部施行）。	◎	平成20年7月
	○その上で、大学院大学の設置に向けた諸準備を着実に進めることとし、次期中期目標・中期計画においては、開学までに必要な、①大学院大学の教育課程、研究・教育組織、組織規程等の検討、②開学時に必要な主任研究者の採用、③研究施設等大学院大学施設の整備等の準備活動について、具体的かつ明確な目標を示すとともに、毎年度具体的かつ明確な計画を策定し、その進捗状況の検証を行うものとする。	第2期中期目標・中期計画（平成21年度からの3年間）において、教育課程等の検討、主任研究者の採用、施設の整備等の開学までに必要な諸準備について、明確な目標・計画を示すとともに、平成21年度の年度計画に、これらに関する具体的かつ明確な計画を記載した。今後、これらに基づき、機構において、着実に諸準備を進めることとしており、毎年度の評価委員会の評価等を通じて、進捗状況の検証が行われることとなっている。	○	平成21年3月 ～平成24年3月
	【研究開発の推進】 ○世界最高水準の大学院大学を開学することが使命であることにかんがみ、これにふさわしい研究者を確保するための研究者の採用基準を明確にするものとする。また、研究の成果について、使命に照らし十分な成果が上がっているかとの観点から、厳格な評価を行うものとする。	・新規代表研究者の採用は、国際的に高いレベルを確保する観点から、応募書類と研究計画に基づき、外部の科学者も含めた委員会による審査等を経て行っている。こうした運用の蓄積も踏まえ、第2期中期計画において、「自由で先進的な発想に基づき、融合的な領域において先端的・独創的な研究開発のできる内外の研究者」を獲得する方針を示すとともに、こうした研究者の採用を行うための採用手続を示した。 ・代表研究者の研究成果は、契約4年目に運営委員のメンバーを議長とし、議長が選任した外部委員からなる委員会による厳格な評価が行われている。	◎ ◎	平成21年3月 平成20年3月
	運営の効率化及び自律化			
	【内部統制・ガバナンス強化】 ○世界最高水準の大学院大学の設置のため、業務内容及び運営体制が高度に国際的なものとなっている中、独立行政法人としての適切かつ効率的な運営を確保するため、引き続き、コンプライアンス体制の整備等、内部統制・ガバナンスの充実を図る。	・平成19年11月にコンプライアンス担当の理事長補佐を設け、同理事長補佐がコンプライアンスに関するレビューを直接行う体制とした。平成20年3月に策定した新たな組織規程により、利害が相反することを避ける観点から、理事長補佐が理事長の下に置かれることを明確にした。 ・平成20年3月に策定した新たな組織規程により、事業推進部から独立した財務グループを設置し、理事の管理の下に置くことにより、利害が相反することを避ける観点から、ガバナンスを強化した。 ・平成21年4月の組織改編において、財務・人事部等を設置し、事業部門と管理部門の分離を図るとともに、引き続き、独立したコンプライアンス担当を置いた。	◎	平成20年3月
【自己収入の増大】 ○競争的研究資金の獲得等、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	第2期中期計画において、自己収入に関する定量的な目標（寄附金収入等270百万円）を設定するとともに、これを達成するため、平成21年度の年度計画に、当該年度の競争的研究資金等の定量的な目標を定めた。	◎	平成21年3月	
【保有資産の有効活用】 ○沖縄科学技術研究基盤整備機構の本部等として利用しているシーサイドハウスについて、有効な資産活用が行われるよう引き続き検討を行うものとする。	シーサイドハウスについては、引き続き、機構の本部等として利用することとし、第2期中期計画において、利用に関するガイドラインにより有効利用を進めることとした。	◎	平成21年3月	

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

(注)行政改革推進本部事務局による独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ作業の様式に内閣府及び沖縄機構において記入したもの。

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

記載担当	項目	整理合理化計画	フォローアップ		
			達成度	達成時期	その他特記事項
各省庁	①	独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう平成19年度中に措置する。	◎	平成20年3月31日	随意契約によることができる限度額の基準について引き下げを行い、国と同額の基準に設定した(平成20年3月31日、契約事務取扱い規則を改正)。 平成20年度実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 7,736,783,134円(96.1%)、競争性のない随意契約 317,713,851円(3.9%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 161件(82.6%)、競争性のない随意契約 34件(17.4%) 平成21年4月～6月実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 6,880,989,896円(96.7%)、競争性のない随意契約 237,348,091円(3.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 76件(84.4%)、競争性のない随意契約 14件(15.6%)
各省庁	②	各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、	○	平成21年度	http://www.oist.jp/i/careers_7.html 見直し計画(競争性のない随意契約の割合) 件数(11.1%)、金額(41.3%)
総務省 各省庁		競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。	各省庁の取組を踏まえて、総務省が記載。		
各省庁	③	各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。	◎	平成19年度	総合評価方式や企画競争を行う場合、競争性・透明性を十分に確保するため、参加者を公募し、評価方法の作成や落札者決定段階において、評価委員に当該分野の有識者を招聘するなど、第三者の意見を反映させるための方策を講じている。
各省庁	④	随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査	◎	平成20年度	監事監査において、締結済み契約リストを用いて、適正な実施について厳正なチェックを行った。
各省庁 総務省		評価委員会による事後評価	政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)		
各省庁	⑤	各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。	◎	平成20年7月4日	http://www.oist.jp/i/careers_7.html
総務省	⑥	総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。	◎	平成20年7月4日	「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」取りまとめ、公表

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(2) 保有資産の見直し

(省庁名: 内閣府 法人名: 沖縄科学技術研究基盤整備機構)

記載担当	項目	フォローアップ			
		達成度	達成時期	その他特記事項	
各省庁 行革事務局	①	各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。		売却・国庫返納等の検討対象とされた実物資産はない。	
		このため、所要の条件整備を行う。		独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要。)	
各省庁	②	各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。	—	第2期中期目標において、管理棟・研究棟を含め、施設及び設備の利用状況を定期的に点検し、計画的な利用・維持管理に努めることとしている。	
各省庁	③	各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、	/		
各省庁		既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。			
各省庁		また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。			金融資産は有しない。
各省庁	④	保有資産の見直しの状況については、監事による監査	◎	平成20年度	監事監査において、保有資産の状況について、厳正なチェックを行った。
各省庁 総務省		評価委員会による事後評価	政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(3)官民競争入札等の積極的な適用

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

記載 担当	項目	フォローアップ		
		達成度	達成時期	その他特記事項
各省庁	整理合理化計画 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。			現時点において適用の予定はない。研究開発に関しては、官民競争入札は馴染まないと考えられる。一方、施設の清掃等管理や、事務系管理業務の一部については、既に外部委託を実施している。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

記載担当	項目	整理合理化計画	フォローアップ			
			達成度	達成時期	その他特記事項	
各省庁	①	独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。			総務省にて取りまとめ、公表。(各省庁は回答不要) 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」取りまとめ、公表。 「平成20年度における独立行政法人の契約状況について」取りまとめ、公表。	
各省庁	ア	主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。	主務大臣による要請	◎	平成20年4月30日	給与水準について、国民に対して納得の得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう適切な対応を行うこと等を要請。
各省庁	イ	主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。	法人の対応	○	継続的に実施	業務拡大による人員増の中、新規卒業者や若手職員の採用により、給与水準の低下に努めた。また、国に比べ給与水準が高くなっている理由については、機構のホームページにおいて公表した。(http://www.oist.jp/j/doc/20090630_hosyu_kyuyo.pdf) 今後、新規採用者の給与レベルを国家公務員相当とすることにより、一層の給与水準の引き下げに取り組むこととしている。(平成22年度の目標値: 対国家公務員指数(年齢勘案)125.1)
各省庁	ウ	主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。	主務大臣による要請	◎	平成20年4月30日	上記イのとおり。
各省庁	エ	主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。	法人の対応	○	継続的に実施	上記イのとおり。
各省庁	オ	主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。	主務大臣による要請			該当なし
各省庁	カ	各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。		◎	平成20年6月30日	
各省庁	②	各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。		◎	平成21年3月31日	平成20年度においては、全ての職員に対して能力・実績主義に基づいた評価を行った。理事に対して研究開発等に係る経験、職務の困難度、実績を勘案して必要と認められる場合は特別調整手当を支給することができる役員報酬規程で定めており、役員退職手当支給規程においては、業績に応じて退職手当の額を決定すると明記している。
各省庁	③	給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。	監事による監査	◎	平成20年度	監事監査において厳格なチェックを行った。
各省庁 総務省			評価委員会による事後評価	政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

記載担当	項目	整理合理化計画			フォローアップ	
		達成度	実施時期	その他特記事項		
各省庁	ア	各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないと認めるときは解任事由となり得ることを再確認する。	◎	平成21年3月31日	平成20年度においては、全ての職員に対して能力・実績主義に基づいた評価を行った。理事に対して研究開発等に係る経験、職務の困難度、実績を勘案して必要と認められる場合は特別調整手当を支給することができる役員報酬規程で定めており、役員退職手当支給規程においては、業績に応じて退職手当の額を決定すると明記している。また職員に対しての自らの目標を設定する目標管理システムを実施した。	
各省庁	イ	各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)			
各省庁	ウ	独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)			
各省庁	エ	特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。	◎	平成20年8月19日	機構のホームページ上で就業規則を公表済み。	
各省庁	オ	各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。	◎	平成20年7月30日	平成20年7月、機構のホームページに、国民のご意見・ご要望を聞くコーナーを設けた。その他、主任研究者による講演後にアンケートを取るなどして、意見の収集を行っている。これらの取組により得られた業務・マネジメントに関する意見については、内容に応じて、適切に業務運営に反映することとしている。	
行革事務局	カ	独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)			
行革事務局		監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)			
行革事務局		評価委員会の委員	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)			

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

② 関連法人等との人・資金の流れの在り方

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

記載担当	項目	整理合理化計画	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
行革事務局	ア	国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制(長の1/2、役員1/2)は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。	国家公務員法改正法(平成19年法律第108号)、独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)		
行革事務局	イ	また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)		
各省庁	ウ	独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)		
各省庁	エ	各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。	-		
総務省		総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。			
各省庁	オ	各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。			
各省庁	カ	随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査	◎	平成20年度	監事監査において、締結済み契約リストを用いて、適正な実施について厳正なチェックを行った。
各省庁		評価委員会における事後評価	政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

③ 管理会計の活用及び情報開示の在り方

(省庁名: 内閣府 法人名: 沖縄科学技術研究基盤整備機構)

記載 担当	項目	整理合理化計画	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
各省庁	ア	各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。	◎	平成20年度	各予算配付部署毎の費用を明確にした上で、効果分析のための情報をマネジメントに提供しており、今後こうした取組をさらに進める。
各省庁	イ	各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	◎	平成20年度	平成20年度の財務諸表及び事業報告書の一部として、事業の実態に即したセグメント情報を作成し、その開示を行った。
総務省	ウ	総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。	◎	平成20年1月29日	事業報告書に最低限記載すべき事項を定め、平成19年度決算に係る事業報告書から適用されるよう事務連絡により要請。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

④ 監事監査等の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

記載担当	項目	整理合理化計画	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
各省庁	ア	主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)		
各省庁		また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要があるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。			現在：常勤0名、非常勤2名。 今後の監事監査の充実については引き続き検討を行う。
行革事務局	イ	監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)		
	ウ	各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。	再掲につき回答不要。		
各省庁		また、このために必要な監査体制を適切に整備する。	◎	平成19年度	従前より監事の事務補助職員が適切に監事監査の補助事務を行う体制となっている。
総務省 各省庁	エ	各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。			
総務省 各省庁	オ	評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。	政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)		
	カ	監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。	再掲につき回答不要。		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑤外部監査の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

記載 担当	項目	整理合理化計画	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
各省庁	ア	会計監査人は、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。	再掲につき回答不要。		
	イ	主務大臣は、会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)		

III. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑥ 事後評価の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

記載担当	項目	整理合理化計画	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
各省庁	ア	主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。	◎	平成20年度	第2期中期目標(平成21年度～平成24年度)において、大学院大学の設置の認可申請を行う時期を記載する等、法人が達成すべき内容や水準の明確化・具体化を図った。
各省庁		また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。			第2期中期目標に、別紙として、当該中期目標の策定に当たって念頭においた「大学院大学の開学時の姿」を添付した。また、同中期目標の期間について、大学院大学の開学予定時期を踏まえ、3年間とした(第1期中期目標は、平成17年9月～平成21年3月の3年7か月間)。
各省庁 総務省	イ	評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。	政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)		
総務省	ウ	評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。			
各省庁 総務省	エ	評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。	政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)		
各省庁	オ	各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。	◎	平成20年度	平成20年度、平成21年度において、必要な組織の改正を行うとともに、財務・人事部長をはじめとする所要な職員の採用を行った
行革事務局	カ	現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)		
行革事務局		各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成20年のできるだけ早期に結論を得る。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑦ 情報開示の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

記載 担当	項目	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
各省庁	ア	独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。		ニュースレター(日本語版・英語版)を定期的に発行し、広く配布した。また、ホームページを適宜更新することにより、法人全体の事業において、国民に対して分かりやすく説明する意識を徹底。パンフレット(日英)を、平成20年2月に刷新、組織編成など古い情報を差し替え、更新したほか、法人全体の活動の進展により沿った内容のパンフレットとした。
行革事務局	イ	国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、	行革事務局、総務省にて対応予定。(各省庁は回答不要)	
各省庁		独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。		総務省にて様式を指示(平成20年3月14日)。
総務省	ウ	独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(2) 国からの独立行政法人への財政支出

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

記載 担当	項目	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
各省庁	事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、			随意契約見直し計画の着実な実施等により、費用削減を図っている。
各省庁	寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることが目指す。	<寄附金受入れ> 平成19年度実績 0円 平成20年度実績 0円 平成21年度見込 20百万円 寄附金募集の広報活動などは今のところ具体的には実施していない。		